**平成２７年（フ）第１１７６号**
神奈川県藤沢市藤沢62番地
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１１８２号**
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東３丁目25番９号
債務者　岩堀　　明
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２３３号**
横浜市瀬谷区南瀬谷２丁目17番地の２
債務者　長瀬　　裕
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３０５号**
静岡県浜松市西区伊左地町2732番地の１
債務者　鈴木　興也
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第３１７号**
静岡県袋井市泉町１丁目４番地の３
債務者　居酒屋まりここと　黒田まり子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１２７号**
愛知県豊川市赤坂台1105番地
債務者　今泉　範彦
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第１０３２号**
横浜市鶴見区生麦３丁目16番５―401号
債務者　飯村　　葵
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２１８号**
横浜市鶴見区北寺尾３丁目２番９号　第２晴見ハイツ208
債務者　畑　　哲也
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２５４号**
横浜市戸塚区東俣野町1075番地１　デルニエＫ304号
債務者　坂田己之一
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２５５号**
横浜市戸塚区東俣野町1075番地１　デルニエＫ304号
債務者　坂田　佳枝
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５７３号**
東京都多摩市和田1261番地10―407
債務者　立田　和彦
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第５９７号**
東京都府中市晴見町１丁目28番地府中グリーンハイツ８―401
債務者　吉田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第２５９６号**
大阪府摂津市別府２丁目19番７号
債務者　氏島貢実子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２８６２号**
大阪府東大阪市松原１丁目４番３号
債務者　堀尾　典子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２８７７号**
大阪市淀川区東三国６丁目10番２号　ウグイスハイツ501号
債務者　勝目　大介
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部